

公示送達について

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 20 条の 2 及び近江八幡市税条例第 18 条の規定により公示送達します。
この送達すべき書類は当市役所において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付します。

令和 8 年 9 月 2 9 日

近江八幡市長 徳永 久志

記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名、名称、事務所又は事業所
令和 8 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	D A M A R I R A N O E Z P U T E R A
令和 8 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	A R I S S U P R I Y A D I
令和 8 年度 市県民税税額変更 （決定）通知書	N G U Y E N D U Y H A N
令和 8 年度 市県民税納税通知書 （決定）通知書	N G U Y E N A N H D U N G